

(平成23年5月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

岐阜厚生年金 事案 1994

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成13年11月1日から14年10月1日までの標準報酬月額について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年11月1日から15年11月12日まで

A社での給与は、解雇された平成15年11月までは月額28万円であり、途中で17万円に下がったことは無い。提出した家計簿にも書いてあるとおり、厚生年金保険料も14年の途中までは毎月24,290円を給与から引かれていた。同年5月から同年12月までは体調が悪かったため家計簿は無い。15年1月から同年3月までは14,747円、同年4月から同年10月までは11,543円がそれぞれ引かれていたので、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、申立期間のうち、平成13年11月から14年6月までは28万円と記録されていたが、当該期間について、同年7月8日付けで、遡って標準報酬月額を17万円に引き下げられていることが確認できる上、当該期間において同僚20人についても標準報酬月額が13年11月1日に遡って引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立期間において、A社の被保険者であった複数の同僚及び申立人は、「当時の同社は、経営が苦しかった。」旨証言しており、同社は、申立期間当時、厚生年金保険料の納付に苦慮していたことがうかがえる。

また、申立期間のうち、平成13年12月から14年4月までについて、申立人が所持する家計簿から確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であることが確認できる上、申立人と同様に13年11月から標準報酬月額が引き下げられ、オンライン記録において標準報酬月額が申立人と同額である同僚の同年11月から14年5月までの給与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成14年7月8日付けで行われた遡及訂正

処理は事実に即したものととは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の13年11月から14年9月までの標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た月額である28万円に訂正することが必要と認められる。

一方、申立期間のうち、平成14年10月から15年10月までの期間について、上記遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定(平成14年10月1日)で、申立人の標準報酬月額は17万円と記録されているが、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が申立期間当時、源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

平成14年10月から同年12月までの標準報酬月額について、申立人は、当該期間における給与明細書及び上記の家計簿を所持していないが、同僚の所持する給与明細書における保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が一致していること、及び平成15年1月から同年10月までの標準報酬月額について、申立人の所持する家計簿及び給与明細書における保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が一致していることから、平成14年10月から15年10月までについて、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 1995

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

私は、A社に昭和 47 年 7 月 1 日に入社してから 57 年 8 月 1 日に退職するまで継続して勤務しており、途中で退職したことは無い。そのため、49 年 1 月 1 日から同年 11 月 1 日まで厚生年金保険の記録が無いのは納得がいかないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたと申し立てている。しかしながら、当時、A社に勤務していた同僚は、「申立人はいったん退職し、その後またしばらくして就職した記憶がある。」と述べている。

また、申立人の雇用保険と厚生年金保険の記録は一致しているところ、A社の他の複数の従業員の記録も雇用保険と厚生年金保険の記録はほぼ一致しており、当該従業員は、自身の厚生年金保険の記録は間違っていないと供述している。

さらに、上記同僚は、当時、A社における社会保険等の届出手続は、B協会が行っていたとしているが、同協会は、当時の資料は保存していないとしており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、A社の現在の事業主は、「平成 21 年に呉服業を廃業し、当時の資料は何も残っていない。」としており、当時の人事記録及び給与関係書類を確認できないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は当時の給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 1996

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年10月1日から54年10月1日まで
② 昭和61年6月1日から同年10月1日まで

昭和26年2月21日にA社（現在は、B社）に就職した。人事労務畑を歩み部長職で退職した。申立期間①の標準報酬月額について、32万円が26万円に、申立期間②の標準報酬月額について、44万円が38万円に下がっており納得がいかない。申立期間について標準報酬月額を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は退職するまで給与が下がったことが無いので納得できないと主張しているところ、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和53年10月1日の定時決定において、32万円から26万円に下がっている。

しかしながら、A社の同僚10人について調査したところ、昭和52年10月1日又は53年10月1日のいずれかの定時決定において、全員の標準報酬月額が前年より低下していることが確認できる。

また、複数の同僚は、「当時、景気が悪くなり、一度だけ雇用調整に係る助成金を受給した時に、従前の給与に比べ7割から8割になった。」「営業利益の低下に伴い給与が下がった。」「会社の都合で基本給や役職手当のカットがあった。」と供述している。

申立期間②について、申立人は退職するまで給与が下がったことが無いので納得ができないと主張しているところ、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和61年6月1日の随時改定において、44万円から38万円に下がっている。

しかしながら、A社の同僚8人の標準報酬月額について調査したところ、このうち6人が、申立人と同様に56歳又は57歳の時に標準報酬月額が低下していることが確認できる。

また、複数の同僚は、「56歳で退職し、A社で再雇用された際の給料は、定

年前の給料よりも下がった。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間における厚生年金保険料について確認できる給与明細等の資料を所持していない上、事業主は、事業所が無くなっており資料が見当たらないとしていることから、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額が事業主により給与から控除されていることを確認することができない。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 1997

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 43 年 10 月 1 日まで
昭和 44 年 3 月に結婚が決まっていたので、A社を 43 年 10 月に退職した。
家財道具等は、全て親に用意してもらい、結婚式までは、実家で家事手伝い
をしていた。脱退手当金を受給した記憶が無いので、厚生年金保険の被保険
者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 43 年 12 月 9 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 1998

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月 1 日から 39 年 1 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録によると、A社に勤務した期間は、脱退手当金が支払われたことになっているが、受給した記憶が無い。一緒に働いた同僚は年金を受給しており、自分だけが脱退したとは考えられない。申立期間について年金額の計算対象期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、資格喪失日の約5か月後の昭和39年6月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、転職の際にはいつも厚生年金証書を提出していた旨の供述をしているが、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、A社では、申立人が勤務した従前の会社とは異なる被保険者記号番号で管理されていたことが確認できることから、申立人の記憶と相違している。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 1999

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年12月1日から35年8月15日まで

A社をお産のため、退職した。当時は、脱退手当金のことも知らなかったし、会社の担当者も教えてくれなかった上、育児で忙しかったので、脱退手当金の支給を申請した覚えが無い。脱退手当金を受けた期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約8か月後の昭和36年4月13日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さは見当たらない。

また、申立人の脱退手当金が支給された時期は通算年金制度創設前であり、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。